

令和6年 第1回定例会

産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和6年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和6年3月11日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員長	中村美穂	副委員長	堀真
委員	松林敏	委員	浦川圭一
委員	安部都	委員	山口憲一郎
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 福本美也子

説明のため出席した者

建設産業部長 山口新吾

(土木管理課)

課長	山崎禎三
係長	伊藤央

(都市計画課)

課長	前田将範
課長補佐	山本公司

主事	市山翔太
----	------

課長補佐	日名子達也
------	-------

課長補佐	田中廣幸
------	------

主査	久保竜太
----	------

本日の委員会に付した案件

議案第14号 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第16号 長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第22号 令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第27号 令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算

開会 9時27分

閉会 11時22分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。少し時間より早いようすけれども定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。

令和6年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、占用料の額を定める別表を改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としております。以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。このお手元に配布された資料も、こちらも見られて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今日頂いた現行と改正案でそれぞれほとんどが増額ということが出されているんですが、それぞれ一番例ええば上でいければ60円、その次は80円、その次が100円とか、一定の率に基づいて上げるということで、決められてるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

今回の改正につきましては、国の方が今年度の4月1日から道路占用料の改正を行つております。基本的に道路占用料の額というのが固定資産税の評価額等を考慮して算定することになっておりまして、令和3年度に固定資産税の評価額の評価替えが行われて、国がその結果や地価に対する賃料の水準の反映等を変動等を反映した改正を行つたことから、本町においてもその国の考え方を準拠して改正を行つてます。ですので基本的に国の考え方と同じ考え方によって、金額を変えていくところにあります。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。あと1点、今回の改正によって総額でどれぐらい増額になるのか、試

算をされてますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

令和5年度当初に更新申請があったものをベースとして、お答えをさせていただきます。比較しますと70万円ほどの増額ということになる見込みでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

固定資産税を基に算定されたということになると思うんですけど、田舎に行けば安いとかそういう形で考えていいのかな。時津町、長崎市、長与町というのは大体同じぐらいの金額の設定なのかどうか。あとちょっと分からるのは値上げばっかりじゃなくて値下げされた部分もあるのかと思うんですけども、その固定資産税が下がったということになるのかどうか、ちょっとその辺の考え方を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

先ほど伊藤係長の方から説明があったとおり道路法施行令の一部改正によりまして、今回、長与町の道路占用料の方も改正を行っております。道路法施行令の中に第1級地から第5級地まで、12345ということで、5つのランク分けをしております。このランク分けの中の第3級地、要は3番目の土地ということで長与町はなっております。これは先ほど説明があったとおり、全国の市区町村を一定に占用料を定めるというのはなかなか難しい。例えば東京であったり大阪、それと同じ占用料というのはなかなか難しいので、全国の市区町村をそれぞれ第1級地から第5級地まで5つのランクに分けると。その中の第3級地のランクが長与町であるということになっております。これは先ほど説明があったとおり、固定資産税の評価額に基づいて行っております。評価替えが3年に1度ありますので、道路法施行令も3年に一度改正を行っております。長与町も今回令和6年、その前は令和3年に改正を行っているところでございます。質問のどうなのと、長与町はどうなのというところで第3級地でございまして、長与町および時津町、それと長崎市、佐世保市、大村市、それと島原市、今言いました長与を含めて6市町、これが第3級、それで第4級地が諫早市、雲仙市を含む6地、それと第5級地、これが9市町村ございます。長崎県では、平戸、松浦を含め9、合計21市町が第3級から第5級地までの中に入るということでございます。ご質問のとおり長崎市、時津町と同じ、長崎県の中では一番高い地区ということで、第3級地の方で長与の方は入っているというところでございます。下がってるのについては先ほど説明しましたとおり道

路法施行令のこちらの方が下がっておりますので、それに伴って長与町も下げていると。要は施行令に伴って下げるということでございます。ご質問のとおり固定資産税の評価額も下がっているのかなという思いがございます。ですが、それは道路施行令に伴つてますので、町の方としてはそこを計算をしたというところではございません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第14号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

皆さまおはようございます。それでは議案第14号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。提案理由といたしましては、令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護等に関する条例の一部を改正する条例が公布されましたことに伴い所要の改正を行うものでございます。続きまして2ページ目と合わせまして、本日お配りしました本条例の改正前、改正後の比較資料をご覧ください。改正の内容につきましては、これまで法の条文では使用されていなかった接近禁止命令などの用語が、改正後の法第10条第1項および第10条の2にそれぞれ定義されたことから、条例中第6条第2項第8号イの入居者の資格におきまして、これらを引用している部分について改正するものでございます。なお、附則につきましては、施行期間を令和6年4月1日からしております。以上で議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今日の資料の改正後の案で新たに示されております第10条の2が、どういうものなのかちょっと読み上げてもらえますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

こちら配偶者暴力防止法の改正に伴いまして、もともと改正前の条文というのが第10条の1項しかなかったということで、こちらについては保護命令という大きな枠組みしかなかったんですけども、第10条の2において接近禁止命令等というちょっとこう具体的に保護命令だけでは網羅できないような、いろいろ付きまといつかいろいろな事例がありますもので、そういうものを明文化するために第10条の2ということで接近禁止命令等というですね、そういう条文を制定したという形になります。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

10条2というのは、そしたら山のようにあるんですか、1日も2日もかかるようなあれですか。何ていうんですか、想定もできなかたものですから、短くてすぐ読めるようなものだったら読んでいただこうかなと思って、今ちょっとお聞きをしたんですが。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

条文があまりにも長いようですので、今の質問は取り下げさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

具体的な町営住宅の運用としてこの条文が入ったことによってどのような変化があるかというか、その辺の運用のことを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

この配偶者暴力防止法の改正に伴いまして、そういった何が変わったのかっていうところなんですけども、そちらについては今まで同様の取り扱いといいますか、この内容というのが、この改正法の10条とか11条が入っている条文につきましては、内容が入居者の資格の中でそういった配偶者から暴力を受けてる方々を優先的にそういった認定があれば、優先的に町営住宅に入居できるという優先的なそういった内容になっております。それでその内容自体は変わらないんですけども、ただその中に入ります条文が今回改正になりましたので、その条文を追加した形になりますので、内容自体は変わっておりません。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

実際に今度、接見禁止とか盛り込んだわけですね。今までの事例として参考までにあったのかどうかですね。もし分かれば、担当が違うのかな、この辺が分かれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まずこのDV防止法関連のそういった事例とかについてなんんですけども、こちらにつきましては入居だったり、申し込みだったりそういったところは個人情報の漏えいの観点であったり、また被害者の安全確保の観点の方からお答えすることはできませんけども、ただDV防止法、その被害者の方々の受け入れ体制につきましては、ちゃんと整えておりますので、申し込みがあれば対応できる状況はしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第16号長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

それでは議案第16号長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。まず地区計画とは、都市計画法に定められた制度の一つで、ある一定のまとまりを持った地区を対象に建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどのルールを定め、その地区の特性に応じたきめ細かい規制を行うことで、当該計画に掲げた地区の目標や方針に沿った良好な市街地整備を図っていくものでございます。本条例は建築基準法第68条の2、第1項の規定に基づき地区計画の地区内において、建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項で、当該地区計画の内容として定められたものを、これらに関する制限として定めるものでございます。本日3つの資料をお配りさせていただいておりまして、それぞれ左方に資料番号を記載しております。まずは資料1、A3サイズのものをご覧ください。長与町地区計画位置図でございます。現在本町におきましては、5地区の地区計画を都市計画決定しております、そのうちこちらの位置図に青色で示しております百合野地区計画、長与ニュータウン地区計画、榎の鼻地区計画につきまして、本条例の適用区域として既に制定しております。今回の改正は、位置図に赤色で示しております2つの地区計画について、本条例の適用区域として追加するものでございます。嬉里丸田地区計画につきましては、令和4年12月に新たに都市計画決定したことから、同地区整備計画において決定した建築物等に関する制限事項を別表に追加するものでございます。また、図面上の長与港地区計画につきましては、同区域内の土地の大部分が町有地でありますこと、また町有地以外の土地につきましては、都市計画決定から現在に至るまで同地区整備計画に即した土地利用がなされていることから本条例の適用区域としておりませんでしたが、同計画の決定から一定の期間、約10年ぐらいが経過したこと、また、同計画内の土地に係る所有者の移転や建築物の建て替えなどが行われ、土地の利用形態の変化が発生することも否定できないことから、同計画の実効性を確保するため併せて本条例に追加するものでございます。本日お配りしている資料2をご覧ください。こちらは都市計画決定しております嬉里丸田地区計画および長与港地区計画の計画書となります。それぞれ中段以下に地区整備計画に関する記述がございますが、そのうち建築物等に関する事項に記載されている制限内容を本条例の別表に追加するものでございます。また併せ

まして常用漢字表等に従いまして、条文および別表中の字句の修正を行うものでございます。施行期日は令和6年4月1日としております。最後に、資料3として新旧対照表もお配りしておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。以上が議案第16号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
松林委員。

○委員（松林敏委員）

まず、長与港の方はもともと準工業地帯地域として用途地域が設定されていて、それで十分なのかなというわけではなくて、さらに用途制限を町の独自で設けたという考え方でいいのか、その辺確認と、あと丸田地区計画の中で教えてほしいのは、まず用途地域の設定が何になるのかっていうと、あと自分ちょっとこういう設定制限が設けられているの知らなかつたんですけども、一番下の生け垣または柵の構造の制限っていうところで、柵は1.5メートル以下のフェンスなどとして0.6メートルを超える部分は、見通しがいいものっていうことだと思うんですけども、こういう設定っていうのを正直初めて知ったんですけど、守られてない状況も多々あるのかなと思ってまして、こういう罰則とかそういうものもあるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

まず1点目の長与港地区計画でございますが、こちらについてはもともとは市街化調整区域でございました。その後、長与町工場等設置奨励条例というのが平成元年にできまして、併せて県の埋立て許可、そういうものも受けて土地利用を図ってきたところでございます。公有水面埋立事業による最終の竣工認可を平成9年11月25日に受けまして、平成15年に長崎都市計画臨港地区として指定をされたところでございます。地区内には公共施設のほかコンクリート工場であったり食品工場が立地しております。そのような経緯を踏まえまして平成26年に長崎県による第5回の定期見直し区域区分の変更によりまして、市街化区域に編入することとなりまして、条例の設置目的にも沿うようにそのときに準工業地域として用途の指定をしております。ただ、準工業地域においては建築できる建築物の種類、こういったものが広くございますので、工場等設置奨励条例の目的に即さない土地利用がなされるおそれがあったことから建物の用途を制限をしていると、こういった経緯でございます。2点目の地区計画の中の垣柵の構造ですね。こちらにつきましては嬉里丸田地区に設定しますけれども、こちらについては榎の鼻地区計画、北陽台団地のところに設定しておりますが、こちらと同様の内容で設定しております。これにつきましてはやはり何て言いましょうか、その塀が高かつたりするとやっぱりその閉塞感というか、圧迫感がある。見通しのよい開かれた団地を形

成するために、こういったものを設けているところでございます。こちらにつきましては地区計画が立てられた区域内で建築行為を行おうとする場合は、その建築行為を行う30日前までに長与町の方に適合しているかどうかの申請をしていただいております。そこで建築物の設計書等を確認して、柵の構造だったり、そういうものが適合しているっていうものを確認した上で適合通知を出しておりまして、北陽台団地についてはこの基準内で、皆さん建築行為を行っていただいているというふうに認識はしております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

長与港が準工業地帯であったというところから、準工業地帯といろいろ使えるということで重宝されていると思うんですけど、それを制限をまた設けるっていうのは、今所有者の方にとったら何か土地の価値が目減りするようなイメージもちょっとあるんですけど、その辺の了解みたいなのは取られてるのかどうかを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

この地区計画はもともと平成26年に立てられてまして、その地区計画に定めた以上のものを条例で規定をすることはまずないというところでございます。もともと先ほどのご質問の中でも回答をいたしましたが、条例に定めてなくとも都市計画法上、地区計画が定められた区域で建築行為を行おうとするときは、役場に対して適合しているかどうかの申請をする必要がございまして、これは条例になくともその行為は所有者には義務がありますので、そういうことで新たな義務が発生するということでもないというところでございます。また、地区計画を平成26年に設定する、都市計画決定するときには、その土地の所有者の方々に対して個別に説明を、地区計画を立てますよというところで説明を行っておりますので、以上のことから新たに制限が発生するものではないこと。それから事前に平成26年当時に地区計画の中身については、こういった制限が発生するということで既に説明をしているというところもございますので、新たな説明は行わない予定でありますし、その土地条例にのったからといって、その土地の価値が低減するということはないというところで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

確認なんんですけども、丸田地区の計画の用途地域は何になるんですか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

嬉里丸田地区計画につきましては、この設定区域内は市街化調整区域でございますので、用途地域はありません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと参考までにお尋ねしたいんですけど、嬉里丸田地区は今開発をやってますので、これについても制限を加えるということでしょうけど、それと都市計画上の32条というので話し合いをされていると思うんですけどね。この長与港の地域、地区計画ですね。これは俗に言う西側埋立てということで、今になってかという感じがするんですね。これはもう当初から要は結局その誘致をするために造ったような埋め立てだったんですね。それを急に今決定をすることは、新しくどつかが申し込みがあったというふうに理解していいですか。

○委員長（中村美穂委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

現在の西側埋立ての今回長与港地区計画を条例化した分につきましては、現在興味を示されている業者はございますけれども、具体的にまとまった話ではないんですが、そういう協議は現在行っているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

それでは議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。補正予算書の2、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、既定の予算額総額に歳入歳出それぞれ3億7,056万3,000円を追加し、予算総額を14億6,138万円とするものでございます。続きまして、4ページをお開き願います。第2表繰越明許費6億4,330万円でございますが、これは高田南土地区画整理事業の一括施工等に係る事業費について、令和5年度分の事業費の一部と国の追加補正に伴い増額となります分におきまして、併せて繰り越すものでございます。それでは歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。はじめに歳入からご説明いたします。6、7ページをお開き願います。1款国庫支出金1項1目土木費国庫補助金2億8,916万4,000円の増額でございます。これは国庫補助金について実施計画変更、事業費15億円の増額に伴います国費の増額および国の補正予算の内示を受けたことによる増額でございます。続きまして2款1項1目1節土地区画整理事業費補助金の6,346万2,000円の増額につきましては、国庫補助事業費の増額に伴う県補助金の増額でございます。続きまして3款繰入金1項1目一般会計繰入金の2億1,764万1,000円の減額につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費のうち、一般財源の負担分について国の補正予算の内示に伴う増額や保留地処分金等の充当などに応じた予算の減額調整を行うものでございます。続いて、4款繰越金1項1目繰越金3億583万7,000円につきましては、前年度決算認定において認定しました実質収支額に伴う増額でございます。続いて5款諸収入2項1目保留地処分金7,025万9,000円の減額につきましては、高田南地区の保留地処分の実績に合わせて減額補正をするものでございます。歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。10、11ページをお開き願います。1款土木費1項2目27節繰出金3億7,056万3,000円につきましては、前年度の決算余剰金の一部を一般会計に繰り出す、返すものでございます。それでは主な繰り越し箇所につきまして、担当より図面にてご説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

それでは令和5年度の主な繰り越し見込み箇所につきましてご説明を申し上げます。こちらお示ししております高田南土地区画整理事業区域内の平面図になっております。

図面の上方向が北を指しております、位置関係といたしましては、こちらが高田小学校、こちらがＪＲ道ノ尾駅、こちらが高田越交差点、高田越トンネルを東に抜けまして、こちらが高田中学校、南に行きまして浦上水源地、このような位置関係になっております。続きまして右上にも凡例をお示しておりますが、下の北部地区ですね、道ノ尾駅周辺であったり浦上水源地の上部街区ですね、こちらが過年度完了箇所となっております。続きまして、ちょっと見にくいくらいで、赤枠で囲んでいる所、こちらが令和元年度から執行しております高田南宅地整備事業、いわゆる一括施工区域でございます。続きまして、便宜上工区分けを行っているのがこの緑の線ですね。1工区、2工区、3工区、4工区、5工区、このような工区分けを行っております。続きまして、令和5年度の主な実施箇所でございますが、まず、1工区内の1、2、3、3つの街区ですね。と、5工区内の1、2の街区、南4工区内の1 2 3 4 5、5つの街区の宅地造成工事が完了いたしております。最後に、令和6年度への主な繰り越し箇所につきましては、まず4工区内のこちら、道路のり面工事ですね。2工区にちょっとかかっておりますが、2工区、5工区、それから4工区、ここの街区の宅地造成工事、と、3工区、2工区にちょっとかかっております。4工区のこの街区ですね。こちらの宅地造成工事を繰り越し箇所としてお示しいたしております。以上簡単ではございますが、令和5年度の主な繰り越し見込み箇所について、ご説明を差し上げました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

以上で令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。この補正予算に関する説明書の中も含めて、歳入と歳出を分けてもちょっとなかなか質疑しづらいかと思いますので、全体にわたって何ページのところでという形で、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

歳入の7ページのところで、保留地処分金が7,000万円ほど予定されてたと思うんですが、それがほぼなくなつたと。その辺の理由を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

保留地処分金7,140万1,000円につきましては、昨年度当初予算で上程をさせ

ていただくときに保留地、一括施工区域内外問わず4宅の保留地の販売の予定がございました。それと換地に一部付けて渡す付け保留地、こちらが2件ございまして、それらを予定しております、こういった予算立てをしておりました。付け保留地の2件のうち1件については、歳入が完了しております、こちらが114万2,000円の分で計上しているところでございます。その保留地の4件のうち2件につきましては購入いただく方が決まっておりまして、ただその契約が済んだのが2月中旬でございました。まだ契約保証金等は入っておりますが、最終的な契約金が歳入がまだ完了しておりませんので、それと付け保留地のもう1件の分ですね。こちらにつきましても2月下旬に契約が済んでおりまして、いずれにしてもまだ歳入が確定していないところでございます。こちらの確定額につきましては、9月の決算段階において確定値ということでご審議をお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

歳出で土木費で14億4,994万3,000円ですかね。2ページの歳出ですね。今説明を受けてこの黄色の部分をこの繰り越し分でやるんだという説明だったんですよね。その理解でよろしいでしょうか。次に、当年度の予算を控えておりますので、そこで聞こうかなとちょっとと思ったんですけども、これはもうほぼほぼ今説明したものに使うということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

委員おっしゃるとおりその14億の中で、一括施工を含めた高田南土地区画整理事業の推進を図っているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

土木費で組まれておりますので、この土木費では、先ほど説明をされたこの黄色を全てやって14億5,000万円ほどかかるという理解でよろしいでしょうかという質問をしてるんですが。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

その件につきましては委員おっしゃるとおり14億円で、黄色の部分を含めての工事の事業費ということで計上しております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時45分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第27号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

それでは議案第27号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計当初予算につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。歳入歳出予算それぞれ14億7,590万円で事業の進捗を図ってまいります。それでは歳入歳出予算について、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。はじめに歳入からご説明いたします。6、7ページをお開き願います。1款国庫支出金1項1目土木費国庫補助金3億3,954万6,000円につきましては、高田南土地区画整理事業に対する国庫補助金でございまして、内訳としましては、活力創出基盤整備総合交付金6,492万6,000円、市街地整備総合交付金2億7,462万円を計上しております。続きまして、2款県支出金、1項1目土木費県補助金8,164万円につきましては、高田南土地区画整理事業に対する県補助金でございます。補助率は国庫補助対象事業費の1割となっております。続きまして、3款繰入金1項1目一般会計繰入金10億5,271万

円につきましては、高田南土地区画整理事業の国庫補助事業費に対する補助裏負担分や単独事業費、地域開発事業債の償還金等を一般会計から繰り入れるものでございます。続きまして、4款繰越金1項1目繰越金200万円につきましては、歳出の予備費に充当するもので200万円を計上しております。続きまして、5款諸収入でございますが、1項町預金利子、2項保留地処分金、8、9ページの3項清算金収入、4項雑入、それぞれについて1,000円を計上しております。歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございます。12、13ページをお開き願います。1款土木費1項1目土地区画整理総務費でございますが、8節旅費、10節需用費、11節役務費につきましては経常的経費でございます。12節委託料につきましては、保留地の不動産鑑定委託料を100万円、除草委託を50万円、合わせて150万円を計上しております。

14節工事費につきましては、附帯工事費として50万円を計上しております。次に2目高田南地区区画整理事業費でございますが、8節旅費、10節需用費につきましては経常的経費でございます。12節委託料14億6,675万円につきましては高田南土地区画整理事業に係る令和6年度分の長崎県への事業委託料でございます。主な工事等の施工箇所につきましては後ほど図面によりご説明申し上げます。続きまして2款公債費1項1目元金の444万8,000円につきましては、区画整理特別会計で借り入れている地域開発事業債の元金消化償還金でございます。続きまして2款公債費1項2目利子18万円につきましては、同じく地域開発事業債の利子償還金および一時借入金の利子償還金でございます。最後に3款予備費1項1目予備費としまして、200万円を計上しております。歳出は以上でございます。

引き続きまして、主要な施策に関する説明書についてご説明申し上げます。4、5ページをお開き願います。1款1項2目長与町土地区画整理事業委託料14億6,675万円の内訳でございますが、説明欄にありますとおり本工事費として11億6,750万円、こちらは主に一括施工でございます。測量試験費として2億1,400万円、主に換地確定測量、地区界測量、換地修正設計などでございます。次に補償費としまして5,500万円、主に仮住居補償などでございます。その他として3,025万円を計上しております。それでは主な工事等の施工箇所につきまして担当より図面にてご説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

それでは令和6年度の主な事業施工箇所について、ご説明を申し上げます。こちら高田南土地区画整理事業地内の平面図となっております。位置関係等につきましては割愛をさせていただきます。令和6年度の主な事業施工箇所を黄色で着色している部分でお示しをしております。まず、令和5年度に引き続きこういった街区の宅地造成工事、引き続き施工してまいります。街区の宅地造成工事が完了した後に、例えば完成した街区のこういった区画道路の側溝の敷設工、それから舗装工事を実施していきたいというふ

うに思っております。こちら都市計画道路三千隱線というのはこういうふうに走っておりまして、こちらの方も周りの街区、周辺が完成した後に、側溝敷設工事と舗装の最終段階というふうに考えております。こちら令和6年度に事業を実施箇所としてお示ししている部分、こういったところ全てにつきましては、令和6年度当初から一から始めるわけではございませんで、基盤整備等はもう完了しております、最終的な擁壁工事ですね、擁壁を設置するところまで来ております。現地を見ていただければだいぶできているところは確認はできると思いますが。なので令和6年度については、そういった街区の最終段階、擁壁の設置をして周りの区画道路の側溝と舗装工事というふうに考えております。どうしても側溝等を設置するのは街区の擁壁が決まらないと敷設ができませんので、もう令和6年度は主に最終段階の道路の敷設工と舗装工事というふうに進めてまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

以上で令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計当初予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思いますが、それではまず予算に関する説明書の6ページから9ページの歳入のところをまず質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

1ページの歳入の中に保留地処分金はないんでしょうか。今年度の処分の予定というものは。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

保留地処分金については、2件ほど予定をしているところはございますが、補正でもご説明したとおり当初で計上していても諸般の事情で歳入できないというところもございますので、当初予算の現段階においては、歳入については歳入欠陥になつたらとならないように確実に見込みのあるものを計上したいというふうに考えておりまして、このような計上に、1,000円ということで計上をしておりますが、年度内に保留地の歳入があつた場合には、令和4年以前と同様に補正予算の方で、お示しを、ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一応あるのはあるんだけれどもというところでの説明だったと思うんですが、実際今年が工事の最終年度ということである程度形が出来上がって、出来上がった面積辺りも確定がされると思うんですけども、一定保留地の対象に保留地がどれぐらいあってどれぐらい処分で、額は聞きませんけども、そこら辺のつかみというのはされておられるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

残りの保留地の宅地といいますか、一般の宅地として売り出す分につきまして、今予定している所は約30宅地を予定しております。面積としては5,500平米ほどになります。金額の方はやはり鑑定等の関係も兼ね合いもありましてお伝えすることはできませんが、今のところ約30宅地を予定しております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

保留地の件は分かりました。2ページのこの土木費で14億6,900万円ほど計上がされてるんですが、先ほどのちょっと説明書を見れば測量試験費とかそういうのも入った額だということで理解はしたんですが、先ほどの補正で14億5,000万円程度ですかね、土木費ということで計上がされてあったもんですから、先ほど補正の工事の概要を説明をしていただいてこれで14億だと。それで今回はまた改めて今回示した黄色の部分で11億円ちょっとでしたかね、工事費でいけば。恐らくそれを合わせれば25億ぐらいになるんですけども、現行の区画整理の進捗を見てみると、ずっと長年見てきますと、単年でもう今年最終年度ということがちょっと私が気になるものですから、単年度で25億円も幾らも工事を仕上げたなんていうのはあんまり記憶にないもんですから、相当あそこらへんも混雑するのかなと今思いながら、そこまでしっかりと年度末までに対応ができるのかというのをちょっと確認をしたいんですが。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず、令和5年度の繰り越しなんですけども、約6億4,000万円ということでご紹介させていただいてるんですけども、この6億4,000万円全てが一括施工、JVがする工事の内訳ではございませんで、約6億4,000万円のうち約4億が一括施工の分になりますて、残りの2億いくらの分が一括施工外といいますか、測量業務であったり、水道工事の負担金、そういうものの前倒し発注分になります。それでJVの一括施工の工事については6億4,000万円のうち約4億と認識していただければいいと思い

ます。どうして一括施工以外の繰り越しがあったかといいますと、現場の進捗に合わせてすぐに測量とか、水道の工事が取りかかれるように契約済み繰り越しをして、前提として前倒しで発注をしているものでございまして、おっしゃるとおりやっぱり4億円の繰り越しがありますもので、その理由については繰り越しの理由につきましては、当初令和5年度の分は現場内の擁壁工事を主に工事をするように計画しておりましたけれども、特殊技能の技能者、鉄筋であったり型枠だったり、そういった作業員の確保が難しく、思うように進捗は上乗せが図れなかつたことが原因でありますと、年度後半からはそういった特殊技能の作業員の確保が一定整えましたことから今現在遅れを取り戻しているところなんんですけども、そういった事情もあって。けど実際工事は進んでますので、先ほどの説明のとおりですね。この4億円分の現場での出来高としましては2カ月遅れぐらい、令和6年5月、6月ぐらいには、現場の出来高としてはクリアできるような状況でございますので、それとは別の班で道路工事であったり、そういった住宅工事というところを令和6年度の当初の予算で別の班で進めますので、もう町も県も令和6年度に全部終わらせる、工事として終わらせる強い思いを持って、事業の進捗に取りかかっております。進捗率も工事の現場の進捗なんんですけども、ちゃんと今計画工程表どおり今80%の、100%のうち80%の進捗も見えておりますので、ちゃんと計画工程表に沿った整備は行っておりますので、このままいけば順調にいけば、令和6年度末には、確実に完成するという見込みで事業を進めております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

何か私勘違いしていたみたいで総額で合わせて15億円ぐらいになるような計算にならうかと思うんですけども、その工事がしっかりとできますかという質問をしたら、できますというようなは答弁でしたので、そこで理解をさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。歳入のところまで質疑を受けておりますけども、続きまして歳出ですね。説明書の12ページから15ページまでの歳出のところで質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

ないようでしたら主要な施策に関する説明書、それから図面に関して等も全て含めまして質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

一括施工の最終年度ということでちょっと話を聞きたいんですけども、もともと一括施工の契約金額とどんどんどんどん物価高とかで上昇していって、金額がちょっと上がってる部分あると思うんですけど、その辺が全体としてどの程度上がったことになるの

かが計算できていれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

円単位のところまではちょっと数字を持ち合わせてないんですが、当初の一括施工の契約が約48億円程度でございました。今契約変更等、県の方が重ねてまいりまして、今約52億円というところまでいっております。松林委員おっしゃったとおり物価高騰等に伴う契約変更が主な要因となって、今の契約金額というふうになっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、隣接して椿林というのを民間で区画整理をやられてると思うんですが、そのトンネルをちょっと出た所に、出た所の道路沿いに町有地が残つとったと思うんですけども、あれは当然保留地にはならないと思うんですが、もともと道路用地だった所をつぶした用地ですね。以前その民間の区画整理の方に払い下げをするというような話も聞いていたんですが、そういうのはまだされてないんですよね。そういうのは区画整理の区域内の土地を処分するのはやっぱり区画整理ですよね。そういう計画はあるんでしょう。まだ売られてないのか、売られたのか、売られてないのか分かりませんけど。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

先ほどの土地につきましては、区画整理区域内ではございますが、所管が都市計画区域外の案件になりますので、都市計画課の案件ではないので、こちらにつきましては動きにつきましては分かりかねるというところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

区画整理外ではございますがと言いますが、区画整理地内の話を私がここでしてるだけで、区画整理内の土地なんですよ。そこにもともと道路を造るような用地が、計画があつたわけですね。区画整理内に道路を造るような計画があつて、その道路を造らんでいいようになったわけですね。だからそのまま区画整理内に、もともと造ろうとしてい

た道路の用地が残ってるわけですよ。その分、幹線道路を動かしたというなら、また端の方に動かしたというならちょっと別ですが、幹線道路は計画どおり造っていれば、その脇にまた側道みたいな形で道路が1本できるような計画だったんですね。だからそれをなくしたことで土地が余っているはずなんですよ。私はそこをだから保留地の位置付けをして処分をすべきじゃないですかというのが、考え方としてあるもんですから、どうされましたかとちょっとお聞きしただけの話で。現状聞いたところではよくそこの取り扱いもよく決まってないようですので、この質問については、ちょっと取り下げさせていただきます。後でまた聞かせていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員長。

○委員長（中村美穂委員）

工事自体が令和6年度が最終年度ということで、他の先ほどの繰り越しされた所も別な工事ということで、5月までには終わるであろうということなんですけれども、今回当初ということで、いろいろ人件費とか資材の高騰とかで補正が組まれたり今までしてきましたけど、今の時点では、まずこの金額に変更する予定がないのかと、その工事自体は6年度で次の繰り越しはあり得ないわけですね。6年度でっていうことなので、今の見込みという考え方を教えてください。

○委員（堀真委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず一括施工に係る工事費についてなんですが、増額の見込みにつきましては、また今後物価スライドといいまして、人件費だったり資材とかの高騰の関係で物価スライドがかかる可能性はあります。なので今後、これ以上上がらないということは今の時点でお伝えできませんが、そういう物価高騰があればそれに対応して工事費の増額になるかと思っております。それとまた繰り越しですね。令和6年度の分の繰り越しについてなんですが、こちらについても今の現段階での見解といたしましては、令和6年度以降の繰り越しはないということで事業の方は進めております。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会いたします。

(閉会 11時22分)